

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（<https://web-yakkan.ms-ins.com>）に掲載のWeb約款をご確認いただくか、書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を取扱代理店または当社へご請求ください。
- （注）「ハイステージセット特約・サービスご利用規約」を含みます。以下同様とします。
- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後、保険証券（注）とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法（eco保険証券・法人eco保険証券・Web約款）をご選択いただいた場合は、当社ホームページをご確認ください。（書面の保険証券や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はお届けしません。）
- （注）保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

2 マークのご説明

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項	しおり	このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。
------	----------------------	--------	---------------------------------------	-----	---

3 商品のご案内

この書面の対象となる商品は次のとおりです。

GK クルマの保険（注1）	+	ハイステージセット	自動車保険・一般用（注2）	+	ハイステージセット
---------------	---	-----------	---------------	---	-----------

「GK クルマの保険」または「自動車保険・一般用」に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした場合は、ご契約のお車に取り付ける専用ドライブレコーダーの機種に応じて「見守るクルマの保険（プレミアムドラレコ型）」または「見守るクルマの保険（ドラレコ型）」となります。

（注1）「GK クルマの保険」は家庭用自動車総合保険のペットネームです。
（注2）「自動車保険・一般用」は一般自動車総合保険のペットネームです。

4 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.2～6	1. 商品の仕組み 2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 4. 満期返れい金・契約者配当金
II 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.6	1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項） 2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
III 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.7	1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） 2. 継続手続特約 3. 解約と解約返れい金 4. ご契約の中断制度

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

5 用語の説明

しおり 主な用語の説明を参照

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		自家用8車種	用途車種が、自家用（普通・小型・軽4輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽4輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	指定紛争解決機関	注意喚起情報
当社へのご相談・苦情がある場合 下記にご連絡ください。 ハイステージ専用デスク 0120-924-250（無料） 受付時間 平日9:00～18:00 ※土日・祝日、年末年始は休業させていただきます。	当社との間で問題を解決できない場合 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] 0570-022-808 ・受付時間 平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます。） ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-52411におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （ https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html ）	
事故が起こった場合 遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス ハイステージ専用事故受付ダイヤル 0120-897-907（無料）		

クーリングオフのお申出先	「II 契約締結時におけるご注意事項 2.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）」（P.6）のクーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。書面でお申出になる場合は、下記に郵送してください。 〒220-0011 神奈川県横浜市区西区高島1-2-5 横浜ゲートタワー20階 三井住友海上火災保険株式会社 お客様デスク クーリングオフ 係
--------------	---

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

ハイステージセット付自動車保険の基本となる補償^(注1)・特約、ハイステージセットに含まれる特約は次のとおりです。特約のセット条件については、「ハイステージセット特約・サービスご利用規約」等をご確認ください。

	基本となる補償 ^(注1) ・特約	ハイステージセットに含まれる特約
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約	
おケガの補償	人身傷害保険 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 傷害一時金特約	重度後遺障害時福祉車両提供特約 傷害一時金3倍額払特約
お車の補償	車両保険 車両保険無過失事故特約	新車(提供特則あり)特約 同一代替自動車の買替時登録諸費用(実損払)特約 代車提供特約(代車提供期間延長特約付) ドアロック交換費用特約 ハイステージロードサービス費用特約
その他の特約		弁護士費用(自動車事故型)特約 盗難再発防止設備費用特約 手荷物等(再調達価額)特約 日常生活の法的トラブル特約

ハイステージセットの種類ごとに、自動セットされる特約には●を、任意にセットすることができる特約には○を付しています。―が付されている場合は、特約をセットすることができません。

特約名称	ハイステージセットに含まれる特約 ^(注2)							
	H1	H2	H3	H4	S1	S2	S3	S4
重度後遺障害時福祉車両提供特約	●	●	●	●	—	—	—	—
傷害一時金3倍額払特約	●	●	●	●	●	●	●	●
新車(提供特則あり)特約	●	●	—	—	●	●	—	—
同一代替自動車の買替時登録諸費用(実損払)特約	●	●	—	—	●	●	—	—
代車提供特約	●	—	●	—	●	—	●	—
代車提供期間延長特約	●	—	—	—	●	—	—	—
ドアロック交換費用特約	●	●	●	●	—	—	—	—
ハイステージロードサービス費用特約	●	●	●	●	●	●	●	●
弁護士費用(自動車事故型)特約	●	●	●	●	●	●	●	●
盗難再発防止設備費用特約	○	○	○	○	○	○	○	○
手荷物等(再調達価額)特約	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活の法的トラブル特約	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) ハイステージセット付自動車保険における「基本となる補償」は次のとおりです。

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険は自動セットされます。

(注2) ご契約のお車がLFAの場合は、H3、H4、S3またはS4のみお選びいただけます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償において、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

すべての補償項目において 保険金をお支払いできない主な場合		・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 ・台風、洪水、高潮によって発生した損害 ・次のいずれかに該当する方などが死傷したこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊したこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
	対物賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させること、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることで、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 しおり 対物賠償保険の保険金額制限を参照	・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。等
おケガの補償	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故により、ご契約のお車に搭乗中等の方が死傷した場合に、保険金をお支払いします。 なお、「自動車事故特約」をセットすることで補償の対象となる事故の範囲を拡大することができます。 しおり 人身傷害保険における無保険自動車事故に関する特別を参照	・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害 ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害 等
お車の補償	車両保険 事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。 なお、「車両保険10補償限定」特約をセットすることで、補償の対象となる事故の範囲を限定します(下表参照)。 しおり 車両保険金額の一部取消を参照	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 ・欠陥・摩滅・腐し・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ・取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者は補償ごとに異なります。

車両保険のご契約タイプと補償の対象となる事故

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償の対象となる事故(主な事故例)	車両保険 (一般補償)	車両保険 「10補償限定」特約 をセットする場合
①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触(注2) ②自転車等の対象乗用具(注3)との衝突・接触 ③歩行者・動物との衝突・接触 ④火災・爆発 ⑤盗難(注4) ⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台風・竜巻・洪水・高潮 ⑧落書、いたずら、窓ガラス破損 ⑨飛来中または落下中の他物との衝突 ⑩その他の偶然な事故(注5)	○	○
⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触 ⑫墜落・転覆	○	×
⑬地震・噴火・津波	×	×

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) 自動車によるあて逃げは①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触に含みます。

(注3) 対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

(注4) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

(注5) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑬に該当する事故を除きます。

(注6) 車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。「地震・噴火・津波」車両全損時定額払特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。(特約の概要については「(4) 主な特約の概要」(P.4)をご確認ください。)

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとにお決めいただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

なお、実際にご契約いただく保険金額は、保険申込書・継続確認書、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

(3) 免責金額

注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式を選択していただけます。実際にご契約いただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

※フリート契約の場合は、定額方式のみとなります。

※対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」においても適用されます。

※車両保険では、ご契約のお車が全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

しおり 保険期間が1年を超える長期契約における車両保険の免責金額の取扱いを参照

(4) 主な特約の概要 **契約概要**

● 車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 車対車事故については、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

※2 フリート契約には、この特約はセットできません。

● 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注) この特約での全損とは、車両保険や「全損時諸費用特約」等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。

※上記以外の特約の概要については、「普通保険約款・特約」等をご確認ください。

(5) ロードサービス

ハイステージセット付自動車保険では、ハイステージQQ隊(ロードサービス)を提供します。^(注1)^(注2)ハイステージQQ隊の主なサービスは次のとおりです。

レッカーQQ 手配サービス	事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、合理的な経路・方法により修理工場等までレッカーけん引するために必要な費用について、限度額を無制限でお支払いします。ただし、必要かつ妥当な費用に限ります。
故障トラブル・ ガス欠 QQサービス	故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、次のサービスを提供します。 ①現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、ガス欠は、保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限ります。 ● バッテリー上がり時のジャンピング ● キー閉じ込み時のドアの開錠 ● ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル) ^(注3) ●パンク時のスペアタイヤ交換 ● 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業 ②電欠(電気自動車またはプラグインハイブリッド車の電池切れ)となった場合で、給電駆け付け業者を手配したときの費用を、5万円を限度として支払います。 ^(注4) ただし、電気料金は除きます。

(注1) ご利用の際は、事前に「ハイステージQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、「ハイステージロードサービス費用特約」の対象となることがあります。

(注2) 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合や、手配できる事業者がないときは、サービスをご利用いただけないことがあります。

(注3) ただし、発生場所がご自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代および軽油代はお客さまのご負担となります。

(注4) 給電駆け付け業者は、お客さまご自身で事業者を手配いただく必要があります。 **しおり** ロードサービスを参照

(6) 複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例 (2台目以降の自動車保険契約の特約の場合を含む)
日常生活の法的トラブル特約 ※日常生活賠償保険金の保険金額は、国内事故(電車等運行不能賠償事故も補償されます。)の場合「無制限」、国外事故の場合「3億円」です。 なお、日常生活弁護士費用の補償もあります。 ※受託物賠償事故の場合は受託物1個または1組あたり100万円を限度とします。	● 2台目以降の自動車保険契約の「日常生活の法的トラブル特約」、「日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約」または「自転車賠償特約」 ● 火災保険契約または傷害保険契約の「日常生活賠償特約」 ● 火災保険契約の「受託物賠償特約」または傷害保険契約の「受託物賠償責任補償特約」
弁護士費用(自動車事故型)特約	● 2台目以降の自動車保険契約の「弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約」、「弁護士費用(自動車事故型)特約」または「弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約」 ● 火災保険契約または傷害保険契約の「弁護士費用特約」
自動車事故特約	● 2台目以降の自動車保険契約の「自動車事故特約」
ファミリーバイク(人身傷害型)特約 またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	● 2台目以降の自動車保険契約の「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」または「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	● 2台目以降の自動車保険契約の「自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約」

※補償が重複する可能性のある主な特約については、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

※「法人契約の指定運転者特約」をセットするご契約については、補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

※「他車運転特約」および「臨時代替自動車特約」等の自動車特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

(7) 補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

ノンフリート契約で所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いしません。

● 運 転 者 限 定 : 「本人限定(**GK** のみ)」「本人・配偶者限定」

● 運転者年令条件 : 「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償(**GK** のみ)」

記名被保険者が個人の場合

○ : お支払いします × : お支払いしません

補償される運転者の範囲	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①～③が営む事業に従事する従業員	⑤ ①～④以外の方 (①または②の別居の親族や友人・知人等)
運転者限定					
本人限定	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件を満たした場合に限り ○ ^(注)				運転者年令条件にかかわらず ○

(注) ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

※記名被保険者が法人の場合、運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① 保 険 期 間：1年間(ご契約条件によって1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。)
- ② 補償の開始：始期日の午後4時^(注)
(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻となります。
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況等、次の要素から決定されます。
実際にご契約いただく保険料については、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

等級別料率制度	● 1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度^(注)です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故件数等により、等級および事故有係数適用期間0～6年を決定します。事故有係数適用期間0年は「無事故」、1～6年は「事故有」の割増引率を適用します。なお、新たにご契約される場合は6等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。 (注) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 ● 既に自動車保険契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車を新たに取得した場合で所定の条件を満たすとき、ご契約のお車と新たに取得したお車を入替し、新たに取得したお車に入替前のご契約のお車の等級を継承することができます。 ⚠ 次の場合、契約締結後に等級・事故有係数適用期間の訂正(保険料の追加または返還)が必要な場合があります。 ① 継続前のご契約において、事故の発生やご契約の解除があった場合 ② 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内でない場合 ③ 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の前日から過去31日以前の場合 ④ 「記名被保険者の変更があるが、ご契約のお車の所有者に変更がない」、かつ、「継続契約に適用する等級・事故有係数適用期間が次のいずれか」の場合 ● 等級：1～5等級 ● 事故有係数適用期間：1～6年 しおり 等級別料率制度における割増引率の適用方法、事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照
セカンドカー割引 (複数所有新規)	記名被保険者が個人かつご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険契約 ^(注) (他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、所定の条件を満たすときは7等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。 (注) 当社のご契約で保険期間が1年を超える長期契約の場合は、取扱いが異なります。 しおり セカンドカー割引を参照
型式別料率クラス制度 【自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のみ】	ご契約のお車の「型式」ごとの事故発生状況等に基づき、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「人身傷害・搭乗者傷害」、「車両」の各々について料率クラスを保険料に適用する制度 ^(注1) を導入しています。料率クラスは、自家用(普通・小型)乗用車は「1」から「17」までの17段階 ^(注2) 、自家用軽四輪乗用車は「1」から「7」までの7段階 ^(注2) に区分されます。 毎年1月1日に、料率クラスの見直しを行います。 (注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 (注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。
記名被保険者 年令別料率	記名被保険者が個人かつ運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で契約している場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じて以下の区分ごとに異なる料率が適用されます。 29才以下 30～39才 40～49才 50～59才 60才 61才 … 84才 85才以上 1才ごとに異なる料率が適用されます。 ※ 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別の料率が適用されます。
フリート契約の 割引・割増制度	● 成績計算期間内の損害率、前回の割引・割増および成績計算期間の末日時点の総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日を有する、すべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。 ● 成績計算期間は、原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。 ※ 10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別料率制度が適用されます。 しおり フリート割引・割増制度を参照
保険料の割引・ 割増制度	ご契約内容や条件によって、次の割引・割増が適用されます。 しおり 割引・割増が適用される場合を参照

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。
ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いしません。

キャッシュレスでの主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○ ^(注1)	○	○
払込票払、請求書払	×	×	○
スマホ決済、ダイレクト払 ^(注2)	△ ^(注3)	×	○

(注1) 原則として、保険料は年払と比べて5%の割増が適用されます。
(注2) ダイレクト払は、取扱代理店が提供する「保険料お払込みのご案内」に基づき、保険契約者が金融機関またはコンビニエンスストアで払い込む方法です。
(注3) 「保険料大口分割払特約」をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式)、払込票払、請求書払の場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合は、払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

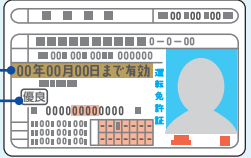
Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

主な告知事項

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方(注1)1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。(注2) (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。
記名被保険者の運転免許証の色 GK の場合	● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 ● 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。 ● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」[「運転免許証のコピー」]等で確認できるときは、運転免許証の色を「ゴールド」とみなして割引を適用します。 運転免許証の現物でご確認ください。 色を確認 ゴールド免許には「優良」の表示があります。 
お車の使用目的 GK の場合	ご契約のお車の使用実態により、右記のフローに沿って使用目的をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 ※「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。 お車を年間を通じて、月15日以上お仕事に使用しますか? はい → 業務使用 いいえ → お車を年間を通じて、月15日以上通勤・通学に使用しますか? (最寄り駅等への送迎は含みません。) はい → 通勤・通学使用 いいえ → 日常・レジャー使用
前契約	前契約がある場合は、そのご契約内容(会社名、証券番号等)および事故の区分(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故等)ごとの件数についても、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 しおり 事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- (1) 保険期間が1年を超える長期契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、取扱代理店、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。クーリングオフを書面でお申出になる場合の宛先は表紙をご覧ください。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

【書面(ハガキ)の内容】
裏面(ご記載事項)

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また、取扱代理店、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者のご住所・ご署名・電話番号
- ③ ご契約のお申込日
- ④ お申込みされた保険の種類
- ⑤ 証券番号または領収証番号
- ⑥ ご契約の取扱代理店名、仲立人名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ・ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ・ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の有無(自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ)
- ・ご契約のお車の使用目的(**GK**のみ)
- ・登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所(次のいずれかに該当する場合のみ)
 - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
 - b. 「地震・噴火・津波[車両損害]特約」をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

② ご契約のお車について、レンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ ご契約のお車について、福祉車両(所定の補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

⑤ 前契約の保険期間中の事故について、次の事実が発生した場合

- ・事故の報告が新たに行われた場合
- ・既に報告されている事故について、最終的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合

! 次の場合は、ご契約を解約し、新たにご契約いただくことがあります。この場合、補償内容が異なることがあります。

- ・上記①において、用途車種を自家用8車種から自家用8車種以外に変更した場合
- ・上記②または③に該当する変更が発生した場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。

① お車の買替え等による、ご契約のお車の入替

② 運転者の範囲(運転者限定、運転者年齢条件)の変更

③ ご契約のお車の譲渡

④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少

⑤ 保険証券表示の住所の変更

⑥ ①～⑤のほか、記名被保険者や特約の追加等、契約条件の変更

しおり ご契約のお車の入替、記名被保険者の変更を参照

2. 継続手続特約

契約概要

(1) 「継続手続特約」とは、満期時における継続手続をお忘れになった場合等に補償がなくなることを防ぐための特約です。

※フリート契約等、ご契約内容によってはセットできない場合があります。また、取扱代理店によってもセットできない場合があります。

(2) 次の条件をいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注1)

なお、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、引き続き取扱代理店よりお客さまにご連絡します。

① 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合

② お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡がとれない場合等)

(注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続でお客さまと連絡がとれない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(3) 継続を希望されない場合は、あらかじめご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。

3. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社まで速やかにお申出ください。

ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

始期日から解約日までの期間に応じた払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4. ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」、「記名被保険者の重度傷病による運転不能」、「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いを適用するためには、ご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して5年以内にご契約の取扱代理店または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

しおり 中断証明書発行の条件、中断後の新たなご契約の主な条件を参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または当社にご連絡ください。また、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度を参照

2 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

3 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。)

● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

4 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

6 ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

